

平成31年度

市民協働によるまちづくりの推進を**応援**します

安城市市民活動補助金

募集要項

申請受付期間：10月1日（月）から10月31日（水）



本制度では、市民が主役の自治の実現を目指し、協働によるまちづくりを推進する事業の提案を募集します。みなさまのご応募をお待ちしております。

平成30年9月

安城市 市民生活部 市民協働課

電話 0566-71-2218 FAX 0566-72-1112

Mail: kyodo@city.anjo.lg.jp

目次

1	概要	1
2	募集内容（対象団体、対象事業）	1
3	補助対象経費	2
4	補助金の額	3
5	申請の条件	3
6	申請方法（提出書類・提出方法）	3
7	公募期間	3
8	審査方法等	4
9	実績報告	5
10	申込からの流れ	5
11	Q&A	6
12	行政提示型事業 募集テーマ	8

1 概要

安城市は、市民協働のまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながるような、幅広い分野の市民活動を支援するため、安城市市民協働推進基金を原資とした「市民活動補助金」対象事業を公募します。

2 募集内容

(1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

※ 現在未登録であっても、申込期間中に登録完了すれば対象となります。なお、登録には条件及び所定の審査がありますので、10月20日(金)までに安城市民活動センター(安城市民交流センター内)に申請してください。

(2) 補助対象事業

登録団体が市内において主体的に企画実施する公益性を有する下記の区分に該当する3つの事業で、2020年2月末までに完了する事業。

① 市民提案型事業

登録団体が、自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進又は様々な課題の解決に資する事業。(テーマや分野は限定していません。)

② 行政提示型事業

登録団体が、市が設定したテーマ又は事業に対し、企画提案し、市と協働で実施する事業。※掲示するテーマの詳細はP.8を参照ください。

③ 協働提案型事業【新規】

代表登録団体が、自ら自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進を他団体(登録団体、町内会、企業等(市を除く。))と協働して実施する事業。

次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・政治、宗教及び営利を目的とするもの
- ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・調査又は研究のみを目的とするもの
- ・補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けているもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

(3) 市が支援できる事項

①事業実施に必要な安城市の公共施設の先行予約(ただし、使用料は団体負担)

②広報あんじょう、市ホームページでの参加者募集や事業の周知

※紙面の都合により、掲載できない場合も有

3 補助対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼（団体の構成員・ボランティアに対する謝礼を除く。）、調査・研究の報償費等
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費 （これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ・パンフレット・報告書等の印刷製本費、 消耗品費、事業で使用する食材費 （会議や親睦のための飲食代を除く。）等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の保険料を除く。）、 手数料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等 （これらのうち、団体の構成員が経営するものを除く。）
備品購入費	補助対象事業に不可欠とされるもので購入価格が3万円を 超え、耐用年数が2年以上の備品の購入費（パソコン、カ メラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品 の購入費を除く。）
その他の経費	その他市長が必要と認める経費
無償労力提供額 ※1	無償で労力を提供したボランティアスタッフの延べ提供時 間数に、1時間あたり500円を掛けた金額（ただし、そ の額は無償労力提供額を抜いた補助対象経費の3分の1以 内とする）

備考 登録団体の運営に関する経費は、補助対象としない。

※1 「無償労力提供額」について

無償労力提供額＝ボランティアスタッフ全員の延べ労力提供時間×500円（1時間あたり）

- * スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、**本人に支給することはできません。**
- * 申請団体から給与等が支払われている事務局員の労力は、提供額に加えることはできません。
- * 労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- * ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- * 実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが署名した従事確認書を提出してください。
- * 補助対象経費のみで上限額を超える場合は、無償労働提供額の書類の提出は不要です。

4 補助金の額

平成31年度に交付する補助金総額は、下記の(1)(2)(3)を合わせて最大200万円となります。

- (1) 市民提案型事業：補助対象経費の3/4以内、1事業あたり上限7.5万円
 - (2) 行政提示型事業：補助対象経費の3/4以内、1事業あたり上限15万円
 - (3) 協働提案型事業：補助対象経費の3/4以内、1事業あたり上限22.5万円
- ※算定した額に千円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てます。

5 申請の条件

- (1) 一の登録団体が申請できる補助対象事業は、1年度につき1事業まで。
- (2) 協働提案型事業を実施しようとする構成団体のうち代表登録団体以外の登録団体は、協働提案型事業について代表登録団体が申請している同一の構成団体による同一の事業を同一年度において申請することはできないものとする。
- (3) 同一の登録団体による同一事業に対する市民活動補助金の交付は連続2年度を限度とします。

6 申請方法（提出書類・提出方法）

(1) 提出書類

- ①安城市市民活動補助金申請書（様式第1）
- ②実施計画書（様式第2）
- ③収支予算書（様式第3）
- ④市民活動センター登録団体証の写し

※申請書一式は、市公式ウェブサイト及び市民協働課・市民交流センターで配布

(2) 相談

市民活動センタースタッフが相談に応じます。

※事業計画や収支予算書など、申請前に必ず一度ご相談ください。

(3) 提出方法

安城市役所市民協働課（本庁舎3階）

（午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く））

※ 下記公募期間内に申請書類を直接、市民協働課へ持参して下さい。

7 公募期間

平成30年10月1日（月）～10月31日（水）

8 審査方法等

(1) 採択決定方法

事務局による書類審査と市民協働推進会議委員による本審査（一般公開によるプレゼンテーション）により、事業を決定します。必要に応じてヒアリングを行う場合があります。また、申請団体は本審査に参加できない場合、事業の提案がなかったものとなります。

※審査員が補助金申請団体に所属する場合、当該団体の審査に加わらないものとします。

(2) 書類審査

提出された申請書類やヒアリング内容をもとに、書類審査を行います。

審査項目	審査基準
提出書類	必要な書類はすべて揃っているか
応募資格	応募資格をすべて満たしているか
企画の妥当性	公募の趣旨に合致した事業か

※申込状況により、書類審査で不採択となる場合があります。

(3) 本審査（公開プレゼンテーション）

日 時：平成30年1月20日（日）9時30分から（予定）

※プレゼンテーションを行う団体数により、開始時間が変更になる場合あり

場 所：安城市民交流センター 多目的ホール

審査基準：以下の項目について採点を行います（各5点、総得点25点）。

審査項目	審査基準
① 公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、対象者が極めて限定的でないか、など。
② 主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、積極的に協働する姿勢があるか、など。
③ 実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④ 独創性・発展性	創意工夫がみられるか、今後の活動につながる点がみられるか、など。
⑤ 啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法がみられるか、など。

採択基準：

- ① 補助金交付事業は、市民提案型・行政提示型・協働提案型事業を合わせて、審査に参加した審査員一人当たりの平均点の順により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合、審査員の協議により判断します。
- ② 審査に参加した審査員一人当たりの平均点が15点未満の場合、予算の範囲内でも不採択となります。

9 実績報告

事業終了後30日以内又は2月末日のいずれか早い期日までに以下の(1)から(6)の書類を提出してください。

- (1) 安城市市民活動補助事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- (4) 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類
- (5) 事業の記録・成果物の写真
- (6) 事業実施のために製作した広報啓発物

10 申し込みからの流れ

申し込みから事業完了までの流れは以下のとおりになります。

年 月 日	内 容
平成30年10月1日～ 10月31日	①事業の申請（補助金交付申請） 条件を確認し、必要書類を提出してください。
平成30年11月中旬	②書類審査 申請書類の審査を行い、全申請団体に結果を送付します。 また、事業内容について文書による質疑応答を行います。
平成31年1月20日	③本審査（公開プレゼンテーション） 書類審査通過事業は、プレゼンテーションによる本審査に進みます。応募した事業について、8分間でPRをしてください。
平成31年2月下旬	④最終結果通知 審査結果を全ての本審査参加団体に送付します。採択された事業の実施に向けて準備を始めてください。 ※正式決定前に発生する経費は補助金対象外です。
平成31年4月～ 32年2月末	⑤事業の実施 交付の正式決定を受けた後、事業を実施してください。事業内容が大きく変わる場合や事業を中止する場合は、計画変更等の手続きが必要です。
平成32年3月上旬	⑥市民活動補助金成果報告会での発表 成果報告会に参加した市民や他の市民活動団体の方に事業の実績又は経過を報告してください。
事業終了後30日以内又 は平成32年2月末まで	⑦事業の報告 事業終了後に必要書類を提出してください。
実績報告提出後	⑧補助金の交付（後払い） 実績報告に基づき、補助金を交付します。

1 1 Q&A

【提案する団体について】

Q 1 団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。

A 1 申請者が重複しておらず、活動内容が全く異なる場合は応募可能です。

【提案内容について】

Q 2 昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。

A 2 同じ事業でも連続2年度までは申請可能です。ただし、採択されるとは限りません。

Q 3 ダンスや将棋などの事業も対象になりますか。

A 3 特定の人々を対象に（対価を払った者、組織の仲間）、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。ただし、事業内容により対象となる場合もあります。

Q 4 申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。

A 4 実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。

Q 5 2団体が協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。または、1団体ずつ申請をして同じ事業を一緒に実施してもよいですか。

A 5 1事業に対する補助のため、複数の団体で協働をしても補助金の上限金額は変わりません。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

【補助対象経費について】

Q 6 講師謝礼について、団体構成員の専門家に対し、謝礼を支払ってもよいですか。

A 6 専門家であっても団体の構成員への謝礼は補助対象経費外となります。

Q 7 消耗品や食料費等を団体構成員から購入することは可能ですか。

A 7 原則、補助対象経費となりません。

Q 8 事業実施当日のスタッフに配るお弁当は補助対象経費になりますか。

A 8 補助対象経費になりません。

【補助金の交付について】

Q 9 採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。

A 9 報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額される場合があります。なお、対象経費が多くなった場合でも増額はありませぬ。

Q 1 0 補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。

A 1 0 その補助金を辞退するか、速やかに要綱第9条第1項に基づき変更申請（辞退）を行ってください。もし、補助金交付後に判明した場合は、決定取り消しの上、返上をしていただきます。ただし、申請いただいた事業以外の事業への補助金は問題ないです。

Q 1 1 参加者から参加費を徴収し、当初よりも多く収入があり、黒字になりました。利益が出た場合、次の事業に活用してもいいですか。また、当初よりも収入が少なくなった場合、補助金の増額はありますか。

A 1 1 利益が出た場合、補助金から差し引くこととなります。収入が少なくなった場合は、補助金の増額はありませぬ。

Q 1 2 補助金の前払いを受けることはできますか。

A 1 2 可能です。ただし、交付決定後に別途申請が必要となります。また、無償労力提供額は前払いできません。

【審査方法について】

Q 1 3 申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、公開プレゼンテーションは無くなり、自動的に採択になりますか。

A 1 3 予算の範囲でも公開プレゼンテーションは必須で、審査の結果、審査員の平均点が15点以下の場合不採択となります。

Q 1 4 公開プレゼンテーションの方法を教えてください。

A 1 4 制限時間は8分間です。パワーポイント等での発表をする場合、プロジェクターとパソコンはこちらで用意します。審査委員へ資料を配布したい場合は、資料を20部、会場にも配布したい場合は、80部をご用意ください。

【無償労力提供額について】

Q 1 6 無償労力提供額は、補助金に上乗せで1時間あたり500円を加算できますか。

A 1 6 補助金に加算できるわけではありません。無償労力提供額以外の対象経費の3分の1を上限に、対象経費に加えることができます。

◆考え方◆

無償労力提供額以外の対象経費…………… A

無償労力提供額（Aの3分の1上限）…………… B

$(A + B) \times \text{補助率} = \text{補助金額}$

Q 1 7 無償労力提供額はどのように見積もればいいですか。

A 1 7 事業に必要な人数と時間をあらかじめ想定し、そのうちどれだけをボランティア

スタッフに充当するかを計算してください。

Q 1 8 対象経費だけで上限金額を超える場合も無償労働提供の書類の提出は必要ですか。

A 1 8 必要ありません。（上限に満たない場合のみご提出ください）

1 2 行政提案型事業 募集テーマ（市として特に依頼したい事業）

テーマ①	
提案課	
事業概要	
提案団体への期待	

テーマ②	
提案課	
事業概要	
提案団体への期待	

説明会のお知らせ

市民活動補助金の説明会を開催します。

補助金の概要や申請の仕方について説明を行います。ぜひご参加下さい。

日 時	平成30年9月29日（土）午後13時30分から午後5時まで
場 所	安城市民交流センター2階 多目的ホール
内 容	補助金の概要、申請書類、申請方法など
対 象	安城市民活動センター登録団体、 市民活動をしている人、市民活動を始めようとしている人
申 込	安城市民交流センターまで連絡（申込期限：9月26日（水））

◆説明会に関する問い合わせ先 安城市民交流センター（大東町 1 1 - 3）
(Tel : 0566-71-0601 Fax : 0566-71-0668 Mail : info@wakuwakucenter.jp)